

西脇市議会基本条例の検証結果について

西脇市議会は、「議会基本条例」の制定が課題に上って以来、「議会報告会の開催」「広報の自主編集」「特定所管事務調査」「議員間の討論」「請願人の意見表明」「一問一答方式の導入」「市長等に反問権の付与」「議場等の開放」「審議会等の市の付属機関の委員に就任しない」「政務活動費の使用基準厳守」等々に取り組んできた。

このような取組を着実に進める中で、平成20年9月に特別委員会を設置し、「議会基本条例」の制定作業に着手した。4年4ヶ月にわたる議論を経て、平成24年12月議会に議員提出議案・「西脇市議会基本条例」が全員一致で可決され、平成25年4月から施行された。

西脇市議会基本条例第32条（議会は、年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする）にもとづき、以下検証する。

検証方法は、16名の議員にアンケートを行った。アンケートは、62項目について、「よく出来た」「出来た」「少し出来た」「出来ていない」「全然出来ていない」の5段階で評価を求めた。

そして、集計に当たっては、「よく出来た」に5点、「出来た」に4点、「少し出来た」に3点、「出来ていない」に2点、「全然出来ていない」に1点を割り振り、点数化して評価の基礎とした。

（項目別・期別集計一覧は後ろに掲載）

【議員別の総合評価】

最低評価が2.45点（3期議員）。最高評価が3.72点（2期議員）。

2.45点～2.9点に、4人（1期議員1人、3期議員3人）。

3.05点～3.31点に、7人（1期議員3人、2期議員3人、3期議員1人）。

3.55点～3.72点に、5人（1期議員2人、2期議員2人、3期議員1人）。

全議員の評価の平均点は、3.12点。ちなみに1期議員（在籍5ヶ月・6名）による平均点は、3.18点。2期議員（在籍4年5ヶ月・5名）による平均点は、3.28点。3期議員（在籍8年5ヶ月・5名、なお合併前から通算すると10年～22年）による平均点は、2.95点。

	[評価1点台]	[評価2点台]	[評価3点台]	[評価4点台]
1期議員の平均	1項目	12項目	44項目	5項目
2期議員の平均	3項目	16項目	32項目	11項目
3期議員の平均	7項目	22項目	22項目	11項目

1期議員は、「議会基本条例」の制定作業に関与せず、しかも在籍5ヶ月という中での評価には、大変戸惑いがあった様子。2.7点～3.69点と大変ばらつきがあり、3人が3.1点台という評価を下しているということは、十分に分からないので、ほどほどの評価をしておこう、ということではなかったか。

2期議員と3期議員は、ともに「議会基本条例」の制定作業に関わり、議論をともにしてきたが、評価に大きな差が出ている。この原因は何なのか。また、3期議員でも1人は3.64点の評価をし、3人が2点台の評価をしている。この違いは何なのか。十分な議論・検討が今後、必要である。

[よく出来た]の評価の項目《○議会だよりの充実 ○議員の政治倫理 ○執行機関等委員の就任制限 ○政務活動費の執行及び公開》は、条例制定以前から、西脇市議会において実践されてきた内容であり、今後も堅実に実行していかなければならない課題である。

[全然出来ていない]の評価の項目《○議案等の審査及び調査（学識経験者等による調査制度の活用。公聴会制度の活用。参考人制度の活用） ○議会図書室の充実》は、これまで西脇市議会においては、議論すらしていなかった内容であり、条例制定の中で、今後の努力目標として取り入れた項目である。

1年目としては、当然の結果と言わざるを得ない。

具体的な記述意見として、

(第2条 議会の活動原則)

まだまだ市長の追認機関の枠を脱してはいない。

(第3条 議員の活動原則)

広報広聴活動がまだまだ足りない。政策通になれるように勉強が必要。

(第5条 議員間討議)

議員間の議論がほとんどない。賛成は黙っていれば良いというものではない。

(第6条 議案等の審査及び調査)

専門的事項に係る調査制度や公聴会制度の学習が必要。

(第9条 議会と市長等との関係 基本原則)

常に緊張ある関係にはほど遠いような気がする。

(第10条 政策等形成過程の説明資料要求)

資料請求及び提出された資料の活かし方が不十分。

(第12条 地方自治法第96条第2項の議決事件)

議員間で十分に理解されていない。

(第18条 議会報告会)

市民との意見交換の場の積極的な設定が必要。

(第19条 議会だよりの充実)

まだまだ審議内容がわかるようにはなっていない。

(第21条 議員の定数)

定数の議論ぐらいいはしても良いのでは？

(第24条 議会図書室の充実等)

議会図書室の存在は知っていても、存在理由を知る者はいない。一般市民は存在すら知らない。

(第25条 議会事務局の充実等)

事務局の強化については、近隣市同様に増員が必要である。

(第26条 議員の政治倫理)

透明性をきちんとする気ならば、「政治倫理条例」の制定が必須。

(第29条 議員報酬)

議論ぐらいあっても良いのでは？

等々の意見があった。

検証（アンケート）結果から見えるものは、まだまだ不十分であり、緒についたばかり、というところである。しかしながら、条例制定時の“小さく産んで大きく育てる”ことを目標に取り組んできた経緯を考えるならば、まずまずではないかと評価できる。

今後は、具体的な課題が明らかになってきた中で、また、各委員会においてもインターネット配信が実施される中で、市民のみなさんにこれまで以上に注目される議会となる。

各議員の奮闘が今まで以上に求められるところである。